

横浜市要介護認定事務センターより VOL.1

～運営開始のお知らせ～

この度、横浜市要介護認定事務センターを受託した
(株)日本ビジネスデータープロセシングセンターです。
横浜市様と協同して所要日数の短縮、認定調査票の適正化
に取り組んでまいります。実際の運用としては、12月中旬
以降順次問合せをスタートいたします。

営業日：8時30分～17時15分（土曜日、日曜日、祝日
及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）



要介護認定事務センターでは12月中旬以降の
運営に向け日々研修を行っています。

要介護認定事務センターの方針

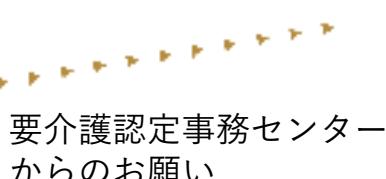
1. 認定調査票点検と問合せの迅速化

区役所に提出された認定調査票は、要介護認定事務センターに連携され次第、
速やかに点検及び問合せを行います。



2. 認定調査票点検の平準化

認定調査員テキストの定義に沿って、横浜市様に特化したマニュアルを作成・
使用することで、センター職員が同じ品質で基本調査と特記事項の整合性を確
認し平準化を図ります。



・携帯電話から問合せを行います。

取次待ちが発生しないようセンター職員ごとに携帯電話をもっていますので、
コールバックは問合せ担当のセンター職員直通の携帯電話にお願いします。

・コールバック時は「事業所名」「調査員氏名」をお伝えください。

たくさんの調査票を確認していますので、対象者を探すのに時間がかかる場合もあります。スムーズな対応のためによろしくお願ひします。

・4～5区で1班として担当者を固定しますが、複数の担当者から問合せする場合もあります。

調査員様のご負担にならないよう、なるべく問合せをまとめさせていただきますが、書類到着時期の違いなどにより、複数の担当から問合せする場合もございます。予めご承知おきください。



・早めのコールバックにご協力ください。

問合せについては、なるべく早く回答をいただければ幸いです。認定結果
をお待ちの被保険者様に1日でも早く通知できるようセンター職員一同、頑
張りますのでご理解とご協力ををお願いします。

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.2



**横浜市の全ての調査員様へ
特記事項の記載について、留意していただきたい内容をお知らせします。**

【2-1】移乗

移乗の定義は「でん部を移動させ車椅子等へ乗り移る事」です。ベッド→歩行→車椅子といった「着座」は定義に該当しません。移乗行為での状況を記載してください。（認定調査員テキストP.70参照）

- × 「ベッドから椅子のある所まで移動し座る際ふらつきがある為、家族が見守っている」
→ 「ベッド→歩行→椅子」への着座は移乗行為ではありません。
- 「独居で介助は行われていないが、ふらつきがあり椅子への着座の際にも毎回転げ落ち、足にアザが出来ている。移乗行為が発生すると想定した場合、声掛けし注意を促せば自分で移乗が出来ると判断し『見守り等』を選択。」

※車椅子等への移乗行為が発生しない場合は、移乗が発生する場合の介助の方法を想定します。

- !**
- ・選択肢の『見守り等』は常時の付き添いの必要がある場合に該当し、「離れた場所から見ている」という状況では当てはまりません。
 - ・ふらつきや転倒のリスクがあるだけの場合は『介助されていない』を選択してください。

※実際に転倒を繰り返すなど不適切な状況がある場合は、適切な介助の方法を選択します。

【2-2】移動

屋内での必要な場所（食堂、トイレ、浴室等）への移動に介助が行われている場合、必要な場所への移動の頻度と介助の状況を具体的に記載してください。

- × 「すり足歩行で不安定のため、家族が見守っている。屋外は家族が手引きで移動しているため、『一部介助』」
→ 選択項目は屋内での介助の状況で評価します。屋外での移動の様子は審査会での判断材料となります。
- 「トイレへ5~6回、食堂へ3回移動。すり足歩行で毎日躊躇しており移動時は常に家族が側で声掛け見守りしているため、『見守り等』を選択。屋外は家族が手引きで移動している。」

【2-5】排尿 【2-6】排便

排泄の具体的な状況がわかるように①～④を記載してください。また、介助が発生している場合は⑤～⑥を記載することで介護の手間が審査会に伝わります。

①排泄方法

トイレ、ポータブルトイレ、リハビリパンツ、布パンツ等

②頻度

日中夜間
両方とも

③昼夜の差

昼と夜で排泄方法に
変わりはないか

④失敗の有無

失敗している場合は頻度と
後始末についても記載

⑤具体的な介助の内容

介護者がどこまで介助し、本人はどこまでしているか

⑥尿意・便意の有無

尿意・便意があるか（※選択には影響しません）

- × トイレでの排尿は自立。夜間ポータブルトイレを使用。後始末は家族が行うため、『一部介助』」

- 2-5 「①リハビリパンツ使用。②③日中はトイレで4～5回、一連の行為は自立。⑥尿意はあり、④失敗することはない。②③夜間は1～2回ポータブルトイレを使用。後始末は家族が行う。頻回な状況から『介助されていない』を選択。」

- !**
- ・「2-5排尿」と「2-6排便」は介助が発生していないなくても必ず記載してください。
 - また、頻度や介護の手間が異なりますので、特記は分けて記載してください。

【4群全般】

4群の定義に該当する場合は「選択の根拠」と「頻度（具体的な回数）」を必ず記載してください。

- ✖ 「夜中に起きだしてタンスの中の物を出したりしまったり、2時間くらい活動しており、日中の活動への支障がときどきある」
→「ときどき」、「頻繁に」のように人によってイメージする量が一定でない言葉では介護の手間の全体量を審査会で適切に判断することが難しくなります。
- ◎ 「夜中に起きだしてタンスの中の物を出したりしまったり、2時間くらい活動しており、日中の活動への支障が月に3回ある」

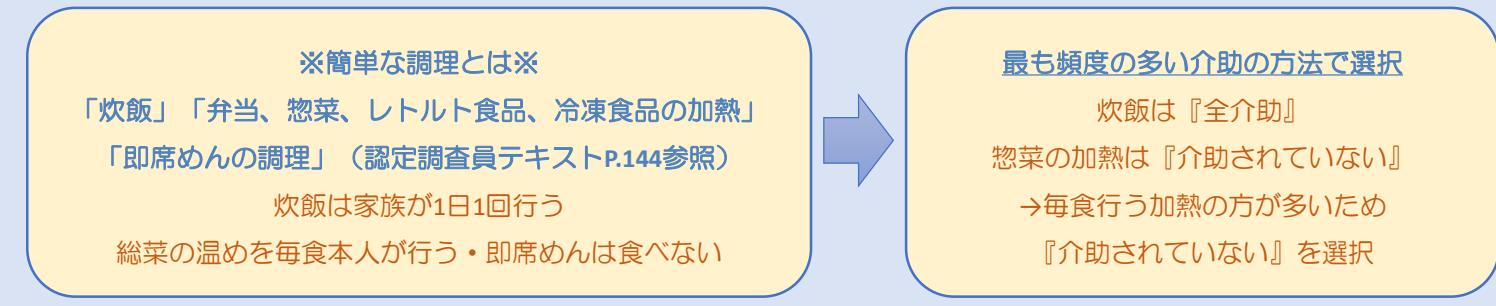
【5-5】買い物

自分で購入する場合と家族やヘルパーに依頼する場合の両方がある場合は、それぞれの頻度と具体的な状況を記載してください。

- ✖ 「自分で買い物に行くが、重いものは娘に頼んでいるため、『一部介助』」
→自分で購入する頻度、娘が購入する頻度が不明な為、頻度での判断ができません。
- ◎ 「自分で週に1回足りないものを買いに行く。週に2回、娘が重いものや食材のまとめ買いをする。買う物の依頼、精算は本人が行っている。『一部介助』を選択。」
- ✖ 「入院中だが、病院の売店に買い物に行くため、『一部介助』」
→食材・消耗品等の日用品を選び代金を支払う事が定義です。嗜好品、おやつ程度は含まれません。
- ◎ 「入院中だが、病院の売店に買い物に行き、おやつやティッシュを買い足す。食材の大半は病院で購入しているため、『全介助』を選択。」

【5-6】簡単な調理

簡単な調理について、それぞれの頻度と誰がどのように調理しているか具体的な状況を記載してください。



- ✖ 「家族が調理していることが多いが味噌汁くらいは作る事もあるため、『一部介助』」
- ◎ 「炊飯は家族が毎日1回行う。レンジで総菜の温めを毎食自分で行っている。即席めんの調理はない。頻度から『介助されていない』を選択。味噌汁を作る事もある。」
→味噌汁の調理など定義された以外の状況も審査会での判断材料となります。

【適切な介助を選択した場合】

「不適切な状況」と「適切と考えた介助の内容」を具体的に記載してください。

- ✖ 「歩行が不安定なため、『見守り等』」
- ◎ 「歩行が不安定で、週に2回程度転倒している。独居で介助されておらず不適切な状況。適切な介助として声掛け等、常時の見守りが必要と考え『見守り等』を選択。」

・早めのコールバックにご協力ください。

問合せについては、なるべく早く回答をいただければ幸いです。認定結果をお待ちの被保険者様に1日でも早く通知できるようセンター職員一同、頑張りますのでご理解とご協力をお願いします。

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～



横浜市の全ての調査員様へ

横浜市要介護認定事務センターから調査員様への問合せが多くあった項目について
お知らせします。ご留意の上、特記事項の記載をお願い致します。

【介助の方法：適切な介助の方法として選択する際の留意点について】

実際に介助が行われているのか、適切な介助の方法を選択しているのか、区別がつくような記載をお願いします。

- ・「介助されていない」状態や「実際にに行われている介助」が、対象者にとって「不適切」であると調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、「適切な介助の方法」を選択します。

2-1 移乗

×「独居。ふらつきがあるため見守り等を選択。」

→適切な介助の方法を選択する際は①実際に介助されている（されていない）状況②不適切と考えた理由、事実
③適切な介助の方法を記載する事が大切です。

○「①独居で介助は行われていないが、ふらつきがありベッドからポータブルトイレへの移乗の際に②転げ落ち、足にアザが出来ている。③声掛けし注意を促せば自分で移乗が出来ると判断し④見守り等を選択。」

「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂」 P.24の図を再度ご確認ください。

適切な介助を選択する場合、特記事項には次の内容を記載します。

- ①実際に介助されている（されていない）状況
- ②不適切と考えた具体的な理由、事実
- ③適切な介助の方法

※上記3点を記載する事で、介護認定審査会で一次判定の修正・確定の判断材料となります。

「独居」だけでは不適切な状況が分からぬため具体的な理由を記載してください。



【介助の方法：頻回な状況から選択する際の留意点について】

2-2 移動

食事、排泄、入浴等で必要な場所への移動について評価します。

頻回な状況から選択した場合は、日頃の状況等について具体的な内容を記載してください。

×「短い距離なら車椅子で自走する。長距離や曲がり角は職員が介助する。一部介助を選択」

→移動の距離ではなく、必要な場所への移動の頻度・介助の方法で選択します。

○「自室内のトイレは自走（4~5回/日）。食堂（3回/日）へ行くときは曲がり角で職員が介助する。

風呂（3回/週）へは職員が車椅子を押している。頻回な状況から介助されていないを選択。」

2-5 排尿

排尿の一連の行為について介助が行われているか評価します。

頻回な状況から選択した場合は、日頃の状況等について具体的な内容を記載してください。

×「トイレで排泄する際は、一連の行為は自立。失禁の際には交換が出来ないため介助している。

一部介助を選択。」

→介助の方法が異なる場合は、トイレでの排泄と失禁のそれぞれの頻度を記載することが大切です。

○「トイレで排泄（5~6回/日）する際は、一連の行為は自立。失禁が1日に1回あり、リハビリパンツの交換が出来ないために介助している。頻回な状況より介助されていないを選択。」

【2-5 排尿・2-6 排便】

「リハビリパンツ、紙パンツ、おむつ等の片付け」は排尿・排便の一連の行為には含まれません。

※リハビリパンツ、紙パンツ、おむつ等の片付けは定義には含まれませんが、特記事項に記載する事で、審査会で介護の手間に係る審査判定をする情報となります。

テキストに記載されている一連の行為について、介助が行われているかどうか(またはその適切性)に基づいて評価します。

× 「リハビリパンツの交換は出来るが、汚れたリハビリパンツを引き出しにしまい込む。ヘルパーが訪問時に引き出しを確認し、片付けています。一部介助を選択。」

→リハビリパンツ等の片付けは選択基準には含まれません。交換は出来るので、他に排泄の一連の行為において介助が発生していなければ「介助されていない」を選択します。

○ 「リハビリパンツの交換は出来るが、汚れたリハビリパンツを引き出しにしまい込む。ヘルパーが訪問時に引き出しを確認し、片付けています。介助されていないを選択。」

【5-6 簡単な調理】

「一部介助」の選択基準について再確認をお願いします。

※簡単な調理の選択基準の基本的な考え方

①最初に「炊飯」、「弁当、総菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」のうち、対象者に実際に発生している項目を特定します。

②「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」「即席めんの調理」について、より頻回にみられる調理の状況や日頃の状況で選択します。

× 「娘が炊飯するが、レンジを使うこともある。一部介助を選択。」

→炊飯とレンジでの温めのそれぞれの頻度を記載する事が大切です。

○ 「娘が毎日炊飯を行う。おかずの温めはレンジを使い本人がしているが、週に3~4回程度。

頻度より全介助を選択」

【炊飯】

全介助

頻度：娘が毎日

【惣菜の温め】

介助されていない

頻度：本人が週に3~4回

即席めんの調理

評価から除外する

頻度：発生しない



頻度多い >>>>> 少ない >>>>>> 発生なし

※「一部介助」を選択する場合の考え方

「炊飯」のみが行われている場合は、「炊飯」について発生する行為（計量、洗米、スイッチを入れる等）を特定し、それらの行為の全てに介助が行われている場合には「全介助」を、部分的に介助が行われている場合には「一部介助」を選択する。

（厚生労働省事務連絡平成21年9月30日 要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A 問14より抜粋）

「一部介助」の例 炊飯のみが発生。行為の一部に介助が行われている

米の計量
(家族)

洗米
(家族)

適切な量の水を入れる
(家族)

炊飯器のスイッチを入れる
(本人)

- 「炊飯は1日2回、洗米は家族が行うが、本人がスイッチを入れる。一部介助を選択」

・電話番号の記載誤りについて

調査票（概況調査）に記載の電話番号の記載誤りや記載漏れ等の不備があります。

認定事務センターからは記載の電話番号に問合せしますので、お間違えの無いようご注意ください。

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.4



横浜市の全ての調査員様へ

横浜市要介護認定事務センターから調査員様への問合せが多くあった項目について
お知らせします。ご留意の上、特記事項の記載をお願い致します。

【2-5 排尿】

「排尿」については排泄方法（排泄場所）・介助の内容や昼夜の違いのそれぞれの頻度を把握して、より頻回な状況で判断することが必要です。

【ステップ1】排泄場所の特定

ポイント：排泄場所・排泄方法の頻度を明確にし、より頻回な場所で判断します。

A

排泄場所はトイレ

B

排泄場所は福祉用具等
(トイレに行くが失禁している場合を含む)

【ステップ2】一連の行為の介助の方法

トイレでの状況

(ズボンの上げ下げ、清拭、リハパン・パットの交換、水洗等)

①出来る
自分で

②確認
声掛け
見守り

③部分的に
介助

④全てに介助

①介助されて
いない

②見守り等

③一部介助

④全介助

自分で
後始末
出来る
準備から

②確認
声掛け
見守り

③部分的に
介助

④全てに介助

※「適切な介助の方法」で選択した場合は、「実際の状況」と「適切な介助の方法を選択した根拠」を特記に記載

フローに沿って、【ステップ1】排泄場所の特定【ステップ2】一連の行為の介助の方法で選択します。

頻度の考え方は下の表を参考にしてください。

凡例：選択根拠・頻度・手間

A-①の事例

日中6回トイレに行き排尿行為は自立。日に1回程度失禁があり、リハパンは自分で交換するが引き出しにしまい込む。ヘルパーが訪問時に確認し捨てている。

B-③の事例

日中6回トイレに行くが、既にリハパンの中に排尿している。交換は自分で行き、捨てるのは家族。夜間はオムツに排尿、家族が交換・廃棄全て対応。

頻度の考え方

頻度の考え方

頻度		項目	1回	2回	3回	4回	5回	6回
日 中	排泄の場所	トイレ	トイレ	リハパン	トイレ	トイレ	トイレ	
	自分	自立	自立	交換	自立	自立	自立	
	失敗	なし	なし	あり	なし	なし	なし	
	介助者	なし	なし	廃棄	なし	なし	なし	
	選択肢	介助されていない	介助されていない	一部介助	介助されていない	介助されていない	介助されていない	
	夜間	—	介助の状況発生なし					

介助されていない（5回/日）>一部介助（1回/日）
頻度の多い「介助されていない」を選択します。

頻度		項目	1回	2回	3回	4回	5回	6回
日 中	排泄の場所	リハパン	リハパン	リハパン	リハパン	リハパン	リハパン	
	自分	交換	交換	交換	交換	交換	交換	
	介助者	準備 廃棄	準備 廃棄	準備 廃棄	準備 廃棄	準備 廃棄	準備 廃棄	
	選択肢	一部 介助	一部 介助	一部 介助	一部 介助	一部 介助	一部 介助	
	排泄の場所	オムツ	夜間					
	自分	なし						
	介助者	準備 交換 廃棄						
	選択肢	全介助						

一部介助（1日6回）>全介助（1日1回）
頻度の多い「一部介助」を選択します。

特記事項には「排泄方法（排泄場所）」「昼夜の違い」「頻度」「失敗の有無」の記載をお願いします。失禁など手間となる状況も記載する事で介護の手間が審査会に伝わりやすくなります。



よくある事例からケーススタディを行ってみましょう。

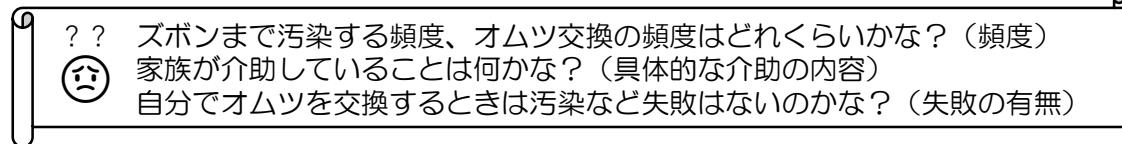
凡例：選択根拠・頻度・手間

ケース1（福祉用具に排泄・介助されていないパターン【フロー図：B-①】）

・被保険者の状況

トイレでの排尿：なし リハパン・オムツ等への排泄：あり（多い） 昼夜での介助の違い：なし

×「オムツ着用している。オムツの準備、交換、後始末は本人が行う。尿があふれてズボンまで汚染する時は、家族が対応している。一部介助を選択。」



○「尿意なし。オムツ着用している。オムツの準備、交換、後始末は定時で1日3回、本人が行う。週に1回程度、尿があふれてズボンまで汚染する時は、家族が更衣から、おむつ交換、後始末まで介助する。頻度から介助されていないを選択。」

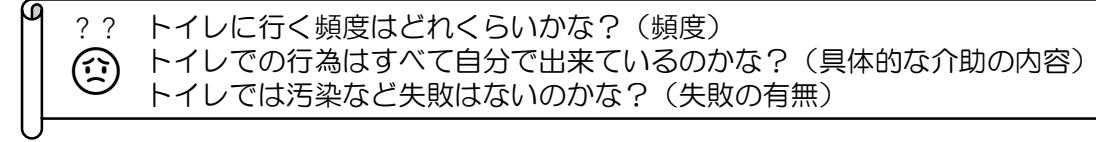
ケース2（トイレで排泄・見守りパターン【フロー図：A-②】）

・被保険者の状況

トイレでの排尿：あり（多い・自分で1回/日、促して3~4回/日）

リハパン・オムツ等への排泄：あり（少ない） 昼夜での介助の違い：あり（昼間の回数が多い）

×「トイレに自分から行くこともあるが、家族が促してトイレで排泄。就寝後オムツ内の排尿があり毎日シーツまで濡らす。毎朝、家族が着替えの介助、交換、清拭を行う。一部介助を選択。」



○「リハビリパンツ、パット使用。尿意なく、トイレに自分から行くことは1日に1回程度。1日3~4回家族が促してトイレで排泄。トイレでの一連の行為は失敗なく出来るが、週に1回失禁しており、家族がパットを交換する。就寝後オムツ内で排尿し毎日シーツまで濡らす失禁あり。毎朝、家族がオムツ交換、清拭、シーツの洗濯を行う。日中、トイレ誘導をしていることから、見守り等を選択。」

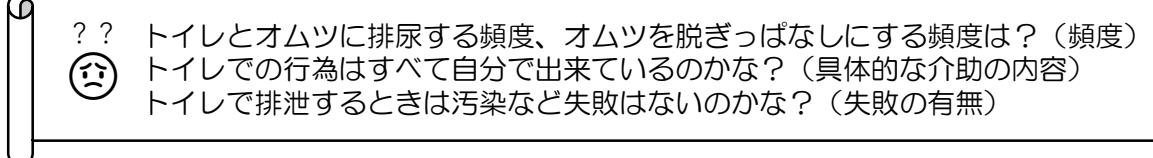
ケース3（福祉用具に排泄・一部介助パターン【フロー図：B-③】）

・被保険者の状況

トイレでの排尿：あり（2~3回/週） リハパン・オムツ等への排泄：あり（多い）

昼夜での介助の違い：あり

×「オムツ着用。取り換えは自分で行う。自分でトイレで排泄する時もあるが、床にオムツを脱ぎっぱなしにしてしまう時もあり、ヘルパーが後始末を行う。「一部介助」を選択」



○「オムツ着用。交換は自分で行う。週2~3回トイレでの一連の行為は失敗なく出来るが、オムツへの排尿が頻回。毎日床にオムツを脱ぎっぱなしにしている為、ヘルパーが後始末を行う。オムツの交換は自分で出来るが、脱ぎっぱなしの為、準備と後始末はヘルパーが来た時にまとめて行っている。一部介助を選択。」



排泄行為は介護の手間の個別性が高い項目です。以下の4点を特記に記載することで介助の手間が分かりやすくなります。

- ①排泄方法・具体的な介助の内容（介助がない状況も） ②具体的な頻度
- ③昼夜での介助の違い ④失敗の有無（頻度）



※失禁がありシーツや下着等の洗濯を介護者が行っている場合は、介護の手間として特記事項に記載しましょう。

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.5



横浜市のすべての調査員様へ

横浜市要介護認定事務センターが認定調査票の内容点検を開始してから、約1年6ヶ月が経過しました。今回、認定調査票の内容点検の観点と代表的な事例及び留意点をお伝えしますので、ご確認ください。認定調査票作成の際には、正しい選択肢のチェックと内容点検の観点に沿った特記事項を記入することで、要介護認定の適正化に繋がります。ご協力の程、よろしくお願いします。



【内容点検の観点】

- ①選択項目と特記事項の不整合 ②特記事項の記載不足 ③頻度記載漏れ ④介護の手間の記載不足

【①選択項目と特記事項の不整合】

基本調査の選択項目と特記事項の記載内容が異なる。

事例①

1-4「起き上がり」について、あてはまるもの一つだけに印をつけてください。

- 1.つかまらないでできる 2.何かにつかまればできる 3.できない

(1-4) 手すりにつかり起き上がる。日頃も同様。

選択肢と特記事項が矛盾しているな…

やり取りの例

調査員



②

チェックの付け間違いでした。「何かにつかまればできる」に修正をお願いします。

①

選択肢のチェックと特記事項の内容が異なりますが、どちらが正しいでしょうか。



【留意点】

認定調査票の提出前にチェックの付け間違いがないかご確認ください

【②特記の記載不足】

特記事項に選択根拠となる記載が不足している。

事例②

5-5「買い物」について、あてはまるもの一つだけに印をつけてください。

- 1.介助されていない 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

(5-5) 日用品や食材は自分でも買い物に行くが、娘に頼んで買ってきてもらうこともある。

自分で買い物に行く頻度と娘に頼んでいる頻度はどれくらいかな？

やり取りの例



②

ご本人は週に1回近くのスーパーに行きます。娘さんには週に2回、頼んだものを買ってきてもらっています。

①

ご本人が買い物に行く頻度と、娘さんが買い物に行く頻度は、概ね一週間では、それほど離れてないでしょうか？

③

娘さんに頼んで買ってきてもらう事がが多いのですね。では「一部介助」で間違いないですね。



特記 記入例

(5-5) 自分は週に1回近くのスーパーで買い物をする。

() 娘には週に2回重いものなど依頼して買ってきてもらっている。

【留意点】

認定調査員テキストに記載されている「定義」、「選択基準」、「留意点」に沿って、選択根拠を記載してください。介助の状況が異なる場合は、それぞれの頻度を記載することが大切です。

【③頻度記載漏れ】

頻度の記載がない。

事例③

3-8「徘徊」について 1.ない 2.ときどきある 3.ある

(3-8) フロア内を目的もなく歩き回る事が最近になって多くみられる

「ある」を選択しているけど頻度はどれくらいかな?
「多くみられる」と記載があるけど具体的な頻度がわからないな。

やり取りの例



② 週に2~3回以上あります。以前はそんなことなかったんですけど…ちょうど1ヶ月くらい前からですね。

①

目的もなく歩き回る行動は、過去1ヶ月くらいの間でしたら、何回位ありましたか？

③

1ヶ月前から週に2~3回以上、目的もなく歩き回ることがみられるようになったんですね。頻度から「ある」で間違いないですね。



特記 記入例

(3-8) 1ヶ月前からフロア内を目的もなく歩き回る事がある。週2~3回

【留意点】

頻度は「多く」や「ときどき」のように人によってイメージする量が一定でない言葉を使わずに「週に2~3回」「5回/日」など数量を用いて具体的な頻度を記載してください。

【④介護の手間の記載不足】

介護の手間の記載が不足している。

事例④

2-4「食事摂取」について、あてはまるもの一つだけに印をつけてください。

1.介助されていない 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

(2-4) 準備された食事を自分でとることはできるが、食べこぼしが多い。

食べこぼしが多いと記載されているけど、どのような対応（介護の手間）があるか聞いてみよう？

やり取りの例



② 普段はそのままなんです。ご自分では掃除ができなくて。ヘルパーさんが週3回入っているので、その時にまとめて掃除しています。

①

食べこぼしについて、どなたかの対応は発生していないのでしょうか？

③

ヘルパーによる対応があるんですね。「週3回のヘルパー訪問時に掃除をしている」ことを補記しますね。



特記 記入例

(2-4) 準備された食事を自分でとることはできるが、食べこぼしが多い。週3回のヘルパー訪問時に
() まとめて掃除している。

～その他手間の記載事例～

赤下線に対応状況など
介護の手間が詳細に記載されている。

(2-2) トイレへは家具につかり自分で移動。(5~6回/日) 食堂(3回/日)や浴室(3回/週)への移動は

() ふらつきがあり歩行不安定な為、介助者が支えて移動している。頻度より「介助されていない」選択。

() 外出時には車椅子全介助。

(4-7) 洗身や排泄の介助を嫌がり、大声を出して手を振り払ったり噛みつく事が毎日ある。職員はなだめながら介助

() するが非常に時間がかかり、時には二人がかりでの介助となっている。

【留意点】

介護が発生している場合は「手間」と「頻度」を特記事項に記載することが大切です。

介護認定審査会の介護の手間にかかる審査判定にとって重要な情報となります。

認定事務センターからの問合せの際には以下のテキストをお手元にご準備ください。

「認定調査員テキスト2009改訂版」「要介護認定調査員（補助）テキスト」

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.6



横浜市の全ての調査員様へ
3つの評価軸「能力」「介助の方法」「有無」のうち
今回は「能力」の評価軸について、再確認していただきたい内容をお知らせいたします。

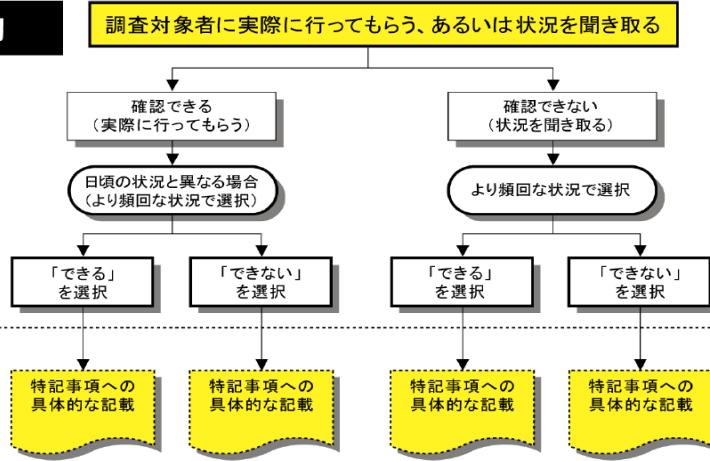


◆調査項目の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れ

能力

基本調査票

特記事項



能力で評価する調査項目の選択基準

①「能力」の項目の選択の基本は確認動作の「試行」です。

②試行の結果が、より頻回な「日頃の状況」と異なる場合は「日頃の状況」に基づいて選択します。

③日頃の状況とは日頃の「習慣」や「介助されているかどうか」ではなく、日頃からできことが多いかどうかで判断します。

認定調査員テキスト2009改訂版
P.20 (1)能力で評価する調査項目の選択基準

調査時に確認動作ができるかできないか、更に日頃の状況と同様なのか、異なる場合はより頻回な状況で選択することについて、次のとおり事例を挙げます。

【事例】 1-5 「座位保持」

選択基準「背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度できるかどうか」

確認動作ができた。 日頃の状況と同じ。

【特記事項】 調査時は10分程度、テーブルに肘をついて座位保持。
日頃も同様。

【選択肢】 2.自分の手で支えればできる

確認動作ができた。 日頃の状況と異なる。（頻回な状況で選択）

【特記事項】 調査時は10分程度、テーブルに肘をついて座位保持。
日頃は腰の痛みで背にもたれないとできないことが頻回。

【選択肢】 3.支えてもらえばできる

確認動作ができない。 日頃の状況と異なる。（頻回な状況で選択）

【特記事項】 調査時は腰の痛みにより動作確認はできない。
日頃はテーブルに肘をついて座位保持できることが頻回。

【選択肢】 2.自分の手で支えればできる

確認動作ができない。 日頃の状況と同じ。（頻回な状況で選択）

【特記事項】 調査時は腰の痛みにより動作確認はできない。
日頃もできないことが頻回。

【選択肢】 4.できない

【確認テスト】 以下の特記の場合、どの選択肢を選択すればよいですか。 (※答えは裏面下)

背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できる能力は確認でき、日頃の能力も同様である。ただし、いつもは居間で背もたれやクッションに寄り掛かりくつろいでいる。

A : できる

B : 自分の手で支えればできる

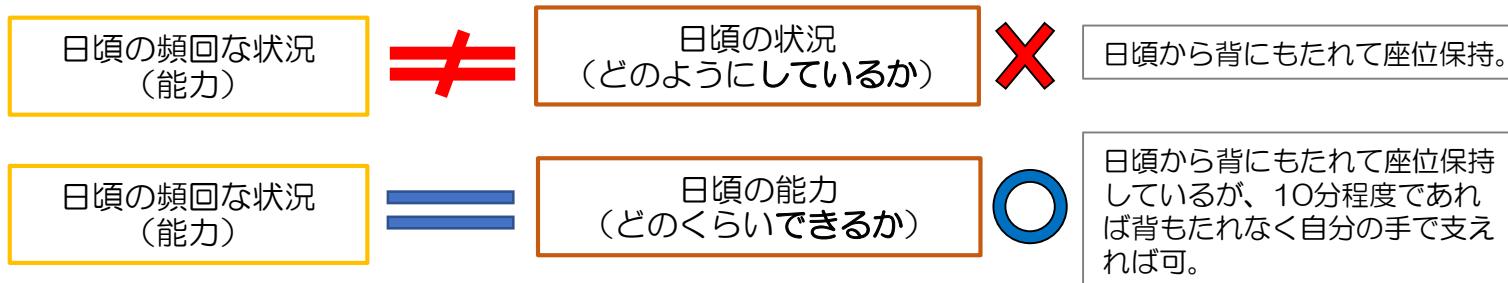
C : 支えてもらえばできる

D : できない



評価軸「能力」における「日頃の頻回な状況」とは？

能力を問う項目であるため、普段どのようにしているかを問うのではなく、普段どの程度能力を有していることが多いかという観点から選択します。



「日頃の頻回な状況」を聞くときの例

受診の時、丸椅子に座って先生のお話を聞くことができますか？

お食事の時は背もたれに寄りかからずに召し上がっていますか？



横浜市認定調査票（概況調査）の記載について、記入誤りが増えています。
ご提出前に再確認をお願い致します。

横浜市認定調査票（概況調査） 10

被保険者番号															
調査実施日	令和	0	年	①	月	日									
I 調査実施者（記入者）															
ふりがな															
記入者氏名															
所属機関															
電話															
指定居宅介護支援事業者等番号															
介護支援専門員番号															
II 調査対象者															
③過去の認定	2回め以降	(前回認定 年 月 日)		前回認定結果	③	()									
ふりがな			性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	生年月日	昭和 年 月 日 (歳)								
対象者氏名			被保険者区分	第1号被保険者											
現住所			電話	-											

横浜市認定調査票（概況調査/特記事項） 30

④調査日 令和 年 月 日												
被保険者番号												
Ⅳ 認定調査票（概況調査）												
IV 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境（外出が困難にならぬ日常生活に支障となるような環境の有無）、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。												
⑤												
認定調査票（特記事項）												
()												
()												

概況調査と特記事項には、個人が特定できる地名、病院名などは記載しないでください。

- ① 「調査実施日」は調査した日付を正しくご記載ください。
 - ② 「I 調査実施者（記入者）」の所属機関、電話番号欄を正しくご記載ください。
 - ③ 「II 調査対象者」の対象者氏名・生年月日を正しくご記載ください。
 - ④ 「調査日」は①と同じ日付をご記載ください。
 - ⑤ 「認定調査票（概況調査）」は以下の内容を記載してください。
- 調査対象者の「家族状況や居住環境」、「日常的に使用する機器・器械の有無等」

次回VOL.7では、「能力」「介助の方法」「有無」の3つの評価軸から「介助の方法」について、再確認していただきたい内容をお知らせいたします。

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.7



横浜市の全ての調査員様へ

3つの評価軸「能力」「介助の方法」「有無」のうち

今回は「介助の方法」の評価軸について、再確認していただきたい内容をお知らせいたします。

◆調査項目の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れ

介助の方法

介助が行われているかどうかを聞き取る

基本
調査
票

特
記
事
項



介助の方法で評価する調査項目の選択基準

①「介助の方法」の項目の選択の基本は介助が行われているかどうかです。

②介助が行われていない状態や実際に行われている介助を、調査員が不適切と判断した場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法を選択します。

③実際の介助の方法で選択した場合は、具体的な「介護の手間」や「頻度」を記載します。

認定調査員テキスト2009改訂版
P.23 (1)介助の方法で評価する調査項目の選択基準

2-10「上衣の着脱」について、上記介助の方法で評価する調査項目の選択基準①～③の選択基準に沿った事例を以下のとおり記載しています。参考にしてください。

2-10「上衣の着脱」の定義【普段使用している上衣等の着脱のことである。】

事例1 介助が行われていない。 適切な状況にある場合。（介助されていないを選択）

【特記事項】 每日、妻が事前に用意した衣服を介助なく自分で着脱することができる。

【選択肢】 1.介助されていない

事例2 介助が行われていない。 不適切な状況にある場合。（適切な介助の方法を選択）

【特記事項】 每日、時間をかけて介助なく着脱しているが、毎回、背中の部分が丸まっている。
適切な介助として、整える介助が必要と判断。

【選択肢】 3.一部介助

事例3 介助が行われている。 適切な状況にある場合。（実際の介助の方法で選択）

【特記事項】 体調により介助の方法が異なる。週2回は、妻が構えた上着に自分で袖に腕を通し着脱するが、週5回は妻の全介助で着脱。頻度より選択。

【選択肢】 4.全介助

事例4 介助が行われている。 不適切な状況にある場合。（適切な介助の方法を選択）

【特記事項】 每日、妻の見守りのもと着替えるが、毎回、背中の部分が丸まっている。
妻が手直しをしようとすると怒り出すため介助することができない。
適切な介助として背中を整える介助が必要と判断。

【選択肢】 3.一部介助

【確認テスト】 以下の特記の場合、どの選択肢を選択すればよいですか。 （※答えは裏面下）

「上衣の着脱」は、自力で介助なしで行っているが、着る順番がわからないので、家族が一枚ずつ声かけしながら衣服を用意して手渡している。

A : 介助されていない

B : 見守り等

C : 一部介助

D : 全介助

「実際の介助の方法」が不適切な場合

独居や日中独居、介護抵抗等の理由や状況により「介助されていない状態」や「実際に行われていない介助」が、対象者にとって「不適切」とあると判断する場合は、その理由（事実）を特記事項に記載した上で、適切な「介助の方法」を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができる。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.25 (1)介助の方法で評価する調査項目の選択基準 ④

2-2 移動

 室内は手すりを掴み移動しているが、ふらつくことがあるため、体を支える介助が必要と判断し、「一部介助」を選択。

 一人で移動を行っているが、週に2,3回転倒がある。介護者の妻も足腰が弱く、十分な介助を行うことができない。体を支える介助が必要と判断し、「一部介助」を選択。

 單なるふらつきや離れた場所から見ているというケースは該当しません。
転倒を繰り返したり、壁にぶつかり痣ができていたりと不適切な状況はありますか？

朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合の選択基準

 一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より「頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.24 (1)介助の方法で評価する調査項目の選択基準 ①

2-4 食事摂取

1日3食で、通常は介助なしで行っている。ただし、毎日朝食の際は、最初の数口は、介護者が口まで食事を運んでいる。



介助されていない

	朝	昼	夜
摂取方法	数口は食べさせてもらう	自力摂取	自力摂取
介助方法	一部介助	介助されていない	介助されていない

2-3 えん下（評価軸：能力）

飲み込むときに、見守りがされているかどうかではなく、食物を経口より摂取する際の「えん下（飲み込むこと）の能力」で評価します。

調査員様からいただいた質問について

Q 「5-1 薬の内服」について、薬の服用時に本人の拒否があるため、毎回本人にわからないように食事に混ぜて服用しているが、この場合の考え方は？

- A 対象者の状況により判断し、薬や水を手元に用意するのは誰なのか、薬を口に入れるのは誰なのか等、選択根拠を特記事項に詳しく記載してください。
- 要介護認定等の方法の見直しにかかるQ&A 問18 (答)
- 「一部介助」の例
薬への拒否があり、介助者は薬を食事に混ぜ、水を用意。スプーンを使い自分で口に入れ、飲み込む。状況から薬や水を用意すれば、薬を口に入れ、飲み込むことができると判断し「一部介助」を選択。

Q 「5-5 買い物」について、定義の「食材」には、おにぎりや弁当等は含まれるのか？

- A 「買い物」とは、食材、消耗品等の日用品を選び（必要な場合は陳列棚から商品を取り）、代金を支払うことです。個別の品目については認定調査員テキストには記載されていません。対象者の能力、生活環境や本人の置かれている状態などから総合的に判断し、選択根拠を特記事項に記載してください。
- 要介護認定等の方法の見直しにかかるQ&A 問19 (答)
- 情報不足な例
1日3回は自分でおにぎりを購入し、週1回は家族が日用品を購入。「介助されていない」を選択。

※上記の例では、毎食おにぎりしか食べていないのか、おにぎり以外に購入している食材があるのか等の疑問が生じる場合があります。生活環境や本人の置かれている状態なども含めて総合的に判断し、選択根拠を特記事項に記載してください。

次回VOL.8では、「能力」「介助の方法」「有無」の3つの評価軸から「有無」について、再確認していただきたい内容をお知らせいたします。

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.8

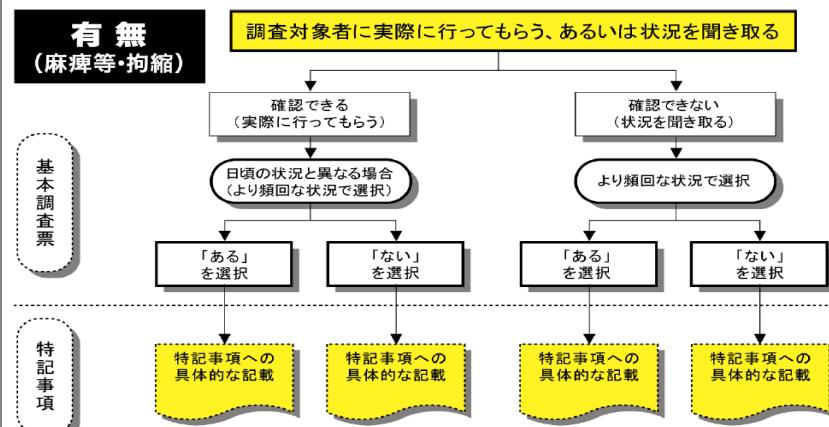


横浜市の全ての調査員様へ

3つの評価軸「能力」「介助の方法」「有無」のうち、

今回は「有無」の評価軸について、再確認していただきたい内容をお知らせいたします。

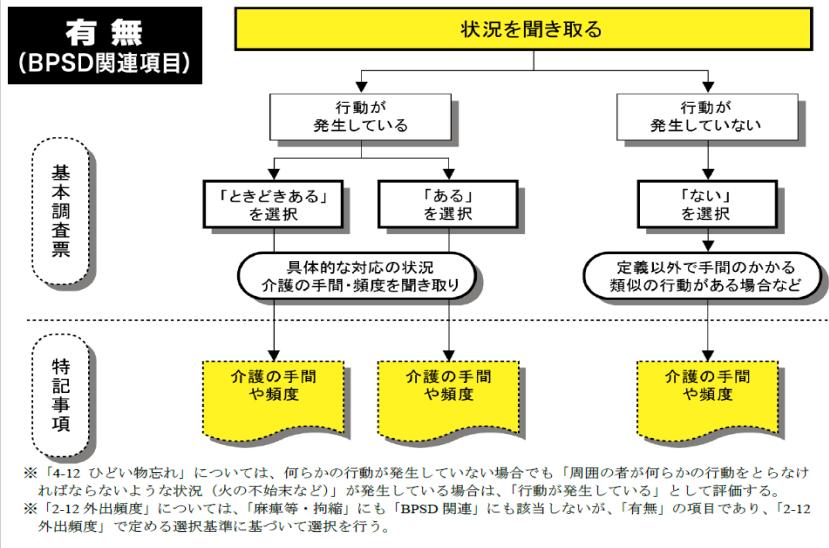
◆調査項目の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れ



有無（麻痺等・拘縮）で評価する調査項目の選択基準

- 「麻痺等・拘縮」の項目の選択の基本は確認動作の「試行」です。
- 試行の結果が、より頻回な「日頃の状況」と異なる場合は「日頃の状況」に基づいて選択します。
- 特記事項には、試行できた場合、試行の状況と日頃の状況との違い、選択根拠を記載します。試行できなかった場合、その理由や状況、調査対象者や介護者から聞き取りした内容、選択根拠を記載してください。

認定調査員テキスト2009改訂 P.26(2)麻痺等の有無・拘縮の有無



有無（BPSD関連項目）で評価する調査項目の選択基準

- 「有無（BPSD関連）」の項目の選択の基本は行動が発生しているかどうかです。
- 調査日より概ね過去1か月間の状況において、該当する行動がどの程度発生しているのかについて、頻度に基づき選択します。
- 特記事項には、行動の有無によって発生している介護の手間を、頻度も併せて記載します。また、定義以外で手間のかかる類似の行動がある場合等は、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載してください。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.28(3)BPSD関連

4-5「同じ話をする」について、上記、有無（BPSD関連）の方法で評価する調査項目の選択基準①～③の選択基準に沿った事例を以下のとおり記載しています。参考にしてください。

4-5「同じ話をする」の定義【「しつこく同じ話をする」行動の頻度を評価する項目である。】

事例1 行動が発生している場合（頻度に基づき選択）

- 【特記事項】 月に1、2回は、仕事をしていた時の話をする。明らかに話している内容と無関係に同じ話をする。本人が落ち着くまで、家族はその都度20分程度傾聴している。
- 【選択肢】 2. ときどきある

事例2 行動が発生している場合（頻度に基づき選択）

- 【特記事項】 毎日、仕事をしていた時の話をする。明らかに話している内容と無関係に同じ話をする。家族は特に対応していない。
- 【選択肢】 3. ある

事例3 行動が発生していない場合

- 【特記事項】 昔からの習慣で同じ話をすることがあるが、場面や目的からみて不適切な行動ではない。家族はその都度、傾聴している。
- 【選択肢】 1. ない

【確認テスト】 以下の特記の場合、どの選択肢を選択すればよいですか。 (※答えは下)

- ① 「1-1 麻痺等の有無」 体調に波がある。調査時は、両上下肢は既定の高さまで挙上・保持できたが、介護者より日頃はできないことが多いと聞き取る。
A: ある（左上肢、右上肢、左下肢、右下肢） B: ない（左上肢、右上肢、左下肢、右下肢）
- ② 「4-12 ひどい物忘れ」 毎日、食事をしたことを覚えていないが、しつこく食事を要求する行動はない。
A: ある B: ときどきある C: ない

1-1、1-2 麻痺等・拘縮の有無

基本原則は能力と同じであり、確認動作ができるかできないかに基づいて選択する。

確認動作ができれば麻痺・拘縮は「ない」、できない場合は「ある」という評価です。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.26 (2) 麻痺等の有無・拘縮の有無

1-1、1-2 麻痺等・拘縮の有無

【特記事項例】調査時、肩関節は他動で確認動作ができたが、自分では両上肢ともに既定の高さまで挙上、静止した状態を保持できない。両下肢は、筋力低下はあるが確認動作を行うことはできた。右肘に拘縮があり真っすぐ伸ばすことはできない。

項目	選択肢	選択根拠
1-1 麻痺等の有無	左上肢、右上肢	自分で規定の高さ（肩）まで挙上、静止した状態を保持できない
1-2 拘縮の有無	その他	右肘は（肩・股・膝関節以外で）他動的に動かした際に拘縮がある

1-1麻痺等は、自分で確認動作を行えるかに対し、1-2拘縮は他動で確認動作を行うことができるかどうかで選択します。



確認動作については、調査員テキストに記載の手順を確認してください。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.33~35 上肢、下肢の麻痺等の確認方法 P.38~40 関節の動く範囲の制限の有無の確認方法

① BPSD関連は、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況で選択

一定期間（調査日より概ね過去1か月間）の状況において、それらの行動がどの程度発生しているのかについて、頻度に基づき選択する。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.28 (3) BPSD関連

② 介護の手間にかかる審査判定（介護認定審査会の二次判定）

BPSD関連は、実際の対応や介護の手間とは関係なく選択されるため、対象者への対応や介護の手間の状況については、特記事項に頻度とともに記載し、二次判定の判断を仰ぐことが重要である。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.115 (2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

4-3 感情が不安定

× 穏やかに会話していると突然怒り出して収まらなくなることがときどきある。
「ときどきある」を選択。

○ 穏やかに会話していると突然怒り出して収まらなくなることが月に3回ある。その度に30分程気持ちを落ちさせるための声掛けを行っている。「ときどきある」を選択。

① 「ときどき」、「頻繁に」のように、人によってイメージする量が一定でない言葉を用いるのではなく、月〇回以上、週〇回以上のように該当する行動が過去1か月間に何回あったのか数量を用いて具体的な頻度を記載をしてください。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.19 (2) 介護の手間の判断

② 二次判定で介護の手間を適切に評価するためには、特記事項にそれらの有無によって発生している介護の手間を頻度もあわせて記載する必要があります。

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL. 9



定義についてのお悩みや迷いについて伺うことがあります。今回はお問い合わせの多い「1-5 座位保持」から認定調査員テキストの解説と調査時のポイントをお伝えいたします。



▶ 第1群の調査内容・評価軸

【調査内容について】

身体機能・起居のための動作の能力に関して調査を行う項目の群です。高齢者が生活をしていく上で必要とされる基本的な生活動作の評価を行います。

【評価軸について】

第1群は①能力、②介助の方法、③有無の3軸の評価軸が混在しています。

その中でも①能力による評価軸が多くあります。

	評価軸		
	①能力	②介助	③有無
身体機能・起居動作	「1-1 麻痺(5)」		○
	「1-2 拘縮(4)」		○
	「1-3 寝返り」	○	
	「1-4 起き上がり」	○	
	「1-5 座位保持」	○	
	「1-6両足での立位」	○	
	「1-7 歩行」	○	
	「1-8 立ち上がり」	○	
	「1-9 片足での立位」	○	
	「1-10 洗身」		○
	「1-11 つめ切り」		○
	「1-12 視力」	○	
	「1-13 聴力」	○	

※3つの評価軸の詳細は、横浜市要介護認定事務センター発行のチラシVOL.6~8を参照。

▶ 確認テスト

以下の文章の（ ）に当てはまる言葉を選んでください。（※答えは裏面下）

- ① 「1-5 座位保持」で、調査時は背もたれがない椅子に支えなく座位保持できたが、日頃は起床時のみ肘掛けに掴まり、それ以外は支えなく座位保持できる場合の選択肢は（ ）です。

選択肢 A：できる B：自分の手で支えればできる C：支えてもらえばできる D：できない

- ② 「1-5 座位保持」で、介護者の手で支えていないと座位が保持できない場合の選択肢は（ ）です。

選択肢 A：できる B：自分の手で支えればできる C：支えてもらえばできる D：できない

▶ ピックアップ項目

1群の中から調査員の皆様へのお問い合わせが多い項目をピックアップし、事例を交えて解説いたします。

1-5 座位保持

【定義】背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できるかどうかの能力である。
調査対象者に行ってもらう、あるいは調査対象者や介護者からの日頃の状況に関する聞き取り内容で選択する。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.45 (1) 調査項目の定義

【選択基準】

調査時と日頃の状況とが異なる場合は、調査日より概ね過去1週間のより頻回な状況に基づき選択をしてください。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.20 (1) 能力で評価する調査項目の選択基準

【留意事項】

「日頃の状況」とは、「日頃、同様の試行を行った場合にできることが多いか、できないことが多いか」であり、「日頃、介助が行われているかどうか」「日頃、どのように生活しているか」は関係ありません。

▶ 特記事項作成のポイント

④ 「1-5 座位保持」の評価軸は「能力」です。習慣とは区別して考えましょう。

【軽度者：非該当～介護1】

調査時の起居動作に着目しましょう。歩行や立ち上がり、立位保持など問題ない方でもソファにもたれて座っているということはあります。

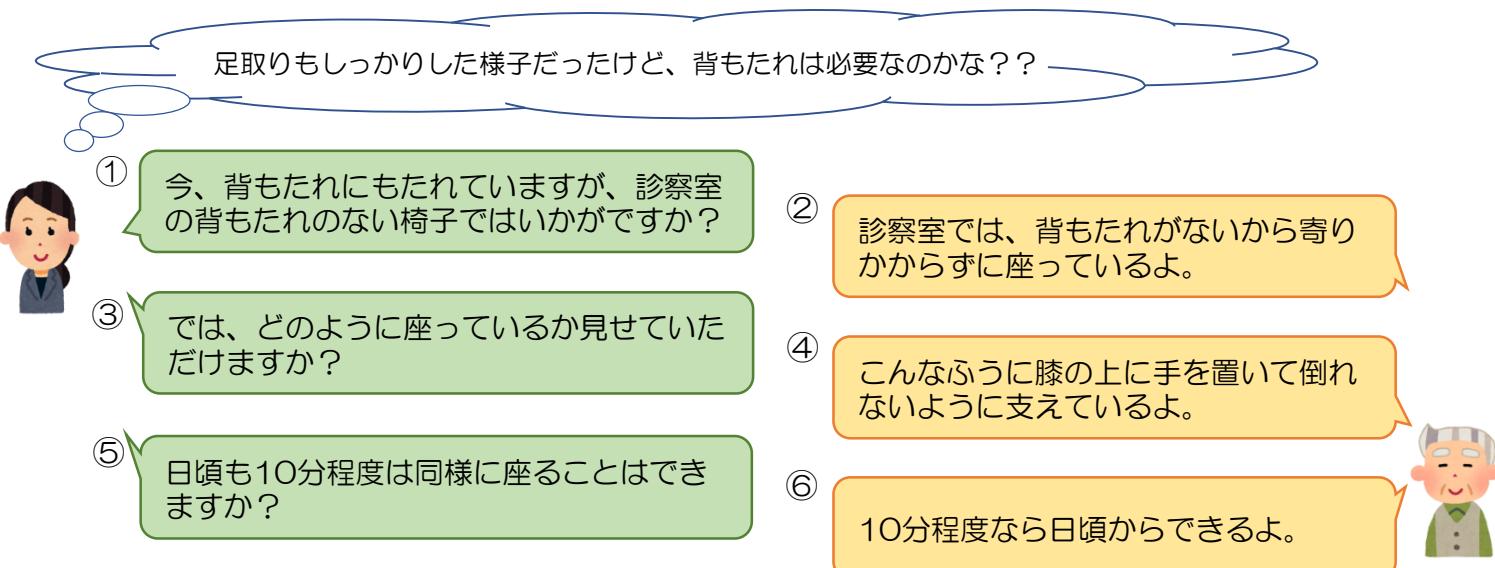
実際に動作を行ってもらったり、類似する動作の状況を聞いてみましょう。

類似する動作：洗身、食事、トイレ等

▶ 事例

事例1：普段から背もたれにもたれている方で、調査時も同様。調査時の起居動作は自立。

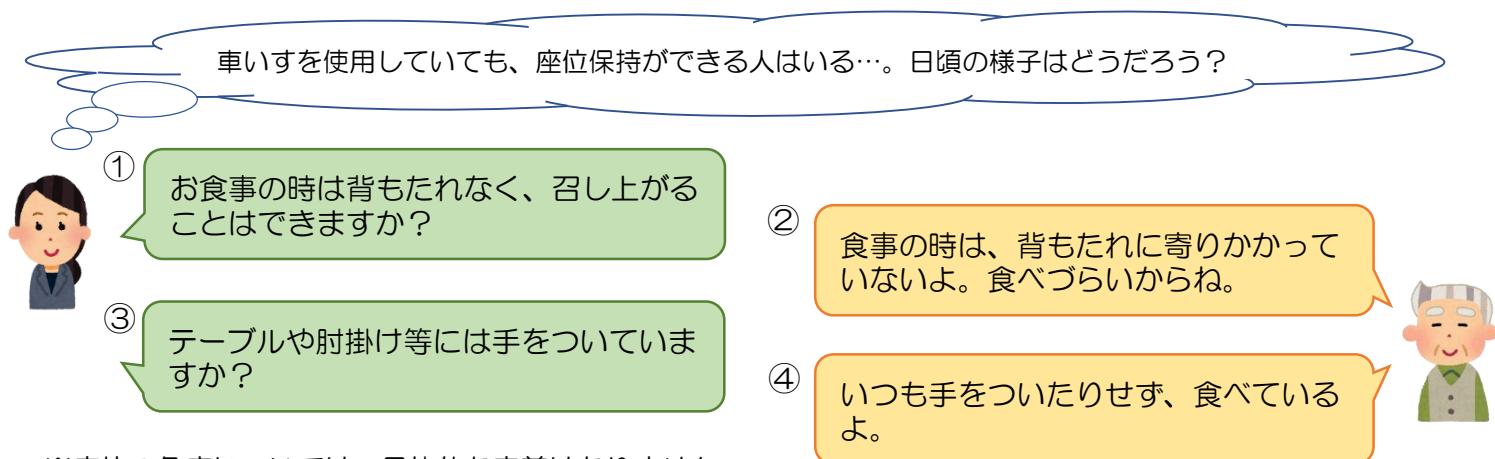
玄関から居間まで、ふらつきなく歩いていた。



特記事項：調査時は背もたれに寄りかかっていたが、日頃は膝の上に手を置き体を支えることができる。

選択肢：「自分の手で支えれば可」

事例2：日中は車いすで生活している方。食事は配膳されたら自分で食べることができる。



※座位の角度については、具体的な定義はありません。

特記事項：日中は車いすで過ごしている。食事の時に背もたれを身体の支えとしてはいないことから選択。

選択肢：「できる」

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.10



定義についてのお悩みや迷いについて伺うことがあります。今回はお問い合わせの多い「1-10 洗身」から認定調査員テキストの解説と調査時のポイントをお伝えいたします。



▶ 「1-10 洗身」の評価軸について

「介助の方法」の項目の選択の基本は具体的に介助が「行われているかどうか」です。

1-10洗身には「行っていない」の選択肢があります。認定調査員テキストに記載された選択肢の選択基準や留意点をよく確認しましょう。

※「介助の方法」の評価軸の詳細は、横浜市要介護認定事務センター発行のチラシVOL.7を参照

▶ 確認テスト

以下の文章の（ ）に当てはまる言葉を選んでください。 （※答えは裏面下）

- ① 「1-10 洗身」で、調査前日に介助なく洗身し不適切な様子はない。それ以前は、毎日介助者が清拭を行っていた場合の選択は（ ）です。

選択肢	A : 介助されていない	B : 一部介助	C : 全介助	D : 行っていない
-----	--------------	----------	---------	------------

- ② 「1-10 洗身」で、2週間前に介助で全て洗身。それ以降、毎日介助者が清拭を行っている場合の選択肢は（ ）です。

選択肢	A : 介助されていない	B : 一部介助	C : 全介助	D : 行っていない
-----	--------------	----------	---------	------------

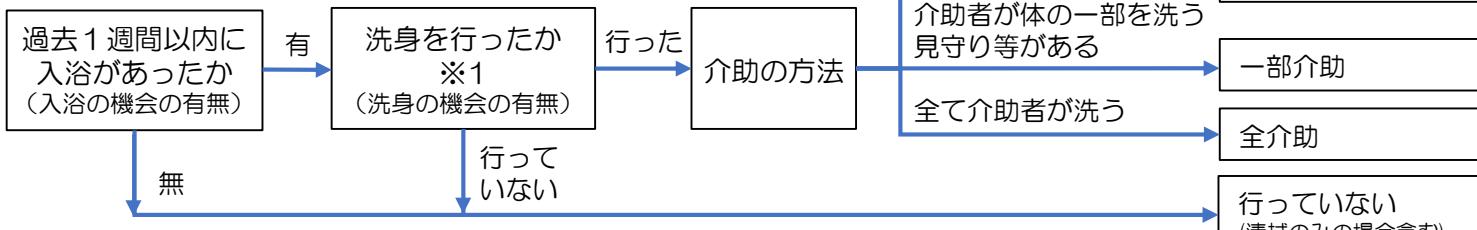
▶ ピックアップ項目

1-10 洗身

【留意点】必ずしも「入浴 = 洗身」ではありません。身体の各所を洗う行為について評価を行います。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.57~58を参照

【留意事項】



※1 洗身の頻度の考え方

事例：入浴と洗身（洗身の機会）は週2日行っている。前身は自分で洗身するが、背中は介助をされている。

週5日の入浴機会が発生していない日は頻度として考えません。

週2日（火・土曜日）の入浴機会において、介助が行われているかどうかで選択します。

	月	火	水	木	金	土	日
入浴・洗身の機会	無し	有り	無し	無し	無し	有り	無し
介助の方法		一部介助				一部介助	



「一部介助」を選択

▶ 特記事項作成のポイント

☞ 「1-10 洗身」を行っていない = 必ずしも不適切な状況ではありません。

調査日より概ね過去1週間以内に洗身行為が行われているか確認します。「独居、介助者がいない場合等」は、適切に洗身ができるか聞き取り、調査員が対象者にとって「不適切」であると判断する場合は、実際の介助内容及び、不適切と考えた理由や事実を特記事項に記載しましょう。

★ 「1-10 洗身」の不適切な状況の例：痒み、汗疹等

事例1：独居で介助者はいない。サービスの利用なし。両上肢ともに肩の高さまで拳上・保持可能。手指に拘縮はない。身だしなみは整えられている。

両上肢や手指の動きに問題ないから、自分で全身洗えているのかな？



① お風呂は一人で入りますか？その時はシャワーのみですか？浴槽にも浸かりますか？

② 月に3回シャワーを浴びているよ。浴槽には浸かっていないね。

③ 直近で入浴されたのはいつになりますか？その時、足先や背中は洗えていますか？

④ 最後は10日前くらいかな。タオルを使って洗えているよ。

⑤ お風呂に入らない時は、タオルで体を拭いたりしますか？痒みや湿疹、汗疹はありますか？

⑥ 毎日濡らしたタオルで体を拭いているから痒みとかは特にないね。



特記事項：ここ1週間は洗身していない。10日前にタオルを使って背中や足先も含めて洗身した。
洗身しない日は、毎日濡れタオルで清拭を行い不衛生な様子はない。

選択肢：「行っていない」

事例2：独居で介助者はいない。サービスの利用なし。両上肢ともに肩の高さまで拳上・保持可能。左上肢は少し動かしづらい様子。手指に拘縮はない。身だしなみは整えられている。

左上肢は動かしづらそうだけど、全身の洗身はできているのかな？



① お風呂は一人で入りますか？その時はシャワーのみですか？浴槽にも浸かりますか？

② 毎日一人で入ってるよ。シャワーだけで、最近は湯舟に浸かっていないね。

③ 足先や背中は洗えていますか？

④ 足先はタオルをつかって右手で洗っているけど、背中は届かないね。

⑤ 痒みや湿疹、汗疹はありますか？

⑥ 背中が痒くて病院で薬を塗ってもらっているよ。



特記事項：独居のため介助なく洗身。背中は手が届かず洗えてないため背中には痒みがあり不適切な状況と判断。背中の介助が必要。

選択肢：「一部介助」

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.11



定義についてのお悩みや迷いについて伺うことがあります。今回はお問い合わせの多い「2-2 移動」から認定調査員テキストの解説と調査時のポイントをお伝えいたします。



▶ 第2群の調査内容・評価軸

【調査内容について】

移乗、食事摂取、洗顔等の日常生活動作の機能や外出頻度の生活活動に関する調査を行う項目の群です。

【評価軸について】

第2群は、①能力は「2-3 えん下」、③有無は「2-12 外出頻度」のみで、ほとんどが②介助の方法であることから、介助の実態を評価した項目群であると考えられます。

	評価軸		
	①能力	②介助	③有無
生活機能	「2-1 移乗」	<input type="radio"/>	
	「2-2 移動」	<input type="radio"/>	
	「2-3 えん下」	<input type="radio"/>	
	「2-4 食事摂取」	<input type="radio"/>	
	「2-5 排尿」	<input type="radio"/>	
	「2-6 排便」	<input type="radio"/>	
	「2-7 口腔清潔」	<input type="radio"/>	
	「2-8 洗顔」	<input type="radio"/>	
	「2-9 整髪」	<input type="radio"/>	
	「2-10 上衣の着脱」	<input type="radio"/>	
	「2-11 ズボン等の着脱」	<input type="radio"/>	
	「2-12 外出頻度」	<input type="radio"/>	

※3つの評価軸の詳細は、横浜市要介護認定事務センター発行のチラシVOL.6~8を参照。

▶ 確認テスト

以下の文章の（ ）に当てはまる言葉を選んでください。（※答えは裏面下）

- ① 「2-2 移動」で、手すりにつかり一人でトイレ（7回/日）へ行く。食堂（3回/日）と浴室（1回/日）への移動は介助者に車椅子を押してもらう場合の選択肢は（ ）です。

選択肢	A : 介助されていない	B : 見守り等	C : 一部介助	D : 全介助
-----	--------------	----------	----------	---------

- ② 「2-2 移動」で、トイレ（6回/日）や食堂（3回/日）等への移動は、介助者が離れた場所から見守っている場合の選択肢は（ ）です。

選択肢	A : 介助されていない	B : 見守り等	C : 一部介助	D : 全介助
-----	--------------	----------	----------	---------

▶ ピックアップ項目

2-2 移動

【定義】 「日常生活」において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所への移動にあたって、見守りや介助が行われているかどうかです。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.73~75を参照

【留意事項】

◎外出行為に関しては、選択基準に含みません。

ただし、外出の際の具体的な「介助の方法」と「頻度」の記載があると審査会において**介護の手間**として反映することができます。

【特記事項】 トイレ（5回/日）や浴室（1回/2日）など必要な場所へは手すりをつかんで移動。
外出時（**2回/週**）は杖をつき、**介助者が腰を支えている。**

（頻度）

（介助の方法）

※**介護の手間**

【選択肢】 「介助されていない」

▶ 特記事項作成のポイント①

☞ 移動した場所とその頻度、介助内容を記載しましょう。

移動した場所とその頻度を特記事項に記載することで、より頻回な状況や日頃の状況が伝わります。調査時は、「食事」、「トイレ」、「浴室」等への移動の頻度と介助内容について聞き取りましょう。

事例1：トイレや浴室は食卓から離れていて、廊下も狭く狭いところがない。トイレ前には段差がある。

生活の導線に段差などがある…。すり足歩行だけでも一人で移動できるのかな？



① トイレや浴室、食卓へは1日何回程度、どのように移動していますか？

②

トイレには日に6回、浴室には毎日行くけどいつも娘が隣を歩いてくれるよ。食卓には日に3回、家具につかまって行くよ。

③ 身体を支えられて移動することはありますか？

④

買い物や病院へ行く時は支えてもらうけど、家ではないよ。



特記事項：トイレ（6回/日）と浴室（毎日）には娘が常時付き添って移動。食卓（3回/日）には家具につかり移動。買い物や通院時は娘に支えてもらい移動。

選択肢：「見守り等」

▶ 特記事項作成のポイント②

☞ 「不適切」と判断する場合は、実際の介助内容及び、不適切と考えた理由や事実を特記事項に記載しましょう。

調査日より概ね過去1週間において、より頻回に見られる状況や日頃の状況を確認します。

「独居、介助者がいない場合等」は、適切に移動できるかを聞き取りましょう。

不適切の理由がふらつきや転倒リスクがあるだけの場合は「介助されていない」を選択してください。

◎「2-2 移動」の不適切な状況の例：転倒を繰り返している、ふらつき体をぶつけて怪我をしている など

事例2：独居。1群の動作確認時、家具にしっかりとつかまって行うが、歩行はふらつきがあり不安定である。

ふらつきだけでは不適切とは言えない…。実際に転んだり不適切な様子はないかな？



① トイレや浴室、食卓へは1日何回程度、どのように移動していますか？

②

周りの家具につかまってトイレは日に5回、浴室は2日に1回、食卓は3回行くよ。

③ 一人で移動する時に転んだり、怪我をされたりすることありますか？

④

転ぶことはないけど、ふらついて壁に腕をぶつけることはあるから痣ができるよ。

⑤ 体をぶつける頻度はどのくらいですか？この1週間以内にありましたか？

⑥

体をぶつけることは毎日あるよ。



特記事項：自分で周りの家具につかりトイレ（5回/日）、浴室（1回/2日）、食卓（3回/日）へ移動するが、毎日のようにふらつき体をぶつけるため腕には痣がある。適切な介助として体を支える介助が必要。

選択肢：「一部介助」

※ 記入用語「立ち、歩き時の付属装置の必要性を有するもの」を該当用語とする。該用語所のうちの見出しが該用語を表す。(手書き用語マーク)

② A【参考】認定調査員手帳と2009改訂版 P.73 (2) 調査員の認証基準

① A【参考】認定調査員手帳と2009改訂版 P.74 (3) ①朝晩夜の時間帯に体調等に基づいて介助の方針を決定する場合

【認定手帳の書き方】

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.12



定義についてのお悩みや迷いについて伺うことがあります。今回はお問い合わせの多い「2-9 整髪」から認定調査員テキストの解説と調査時のポイントをお伝えいたします。



▶ 「2-9 整髪」の評価軸について

「介助の方法」の項目の選択の基本は、具体的に介助が「行われているかどうか」です。2-9整髪には、行為が発生しない場合の「代替評価」があります。認定調査員テキストに記載された選択肢の選択基準や留意点をよく確認しましょう。

※3つの評価軸の詳細は、横浜市要介護認定事務センター発行のチラシVOL.6～8を参照。

▶ 確認テスト

以下の文章の（ ）に当てはまる言葉を選んでください。（※答えは裏面下）

- ① 「2-9 整髪」で、自身で整髪を行うが、十分に行えておらず、本人が行った部分も含めて介護者が全てやり直している場合の選択肢は（ ）です。

選択肢	A : 介助されていない	B : 一部介助	C : 全介助	D : 選択できない
-----	--------------	----------	---------	------------

- ② 「2-9 整髪」で、家族がそばで見守り・声掛けを行い、自分で髪をとかす場合の選択肢は（ ）です。

選択肢	A : 介助されていない	B : 一部介助	C : 全介助	D : 選択できない
-----	--------------	----------	---------	------------

- ③ 「2-9 整髪」で、短髪で整髪の必要がないため、行っていない場合の選択肢は（ ）です。

選択肢	A : 介助されていない	B : 一部介助	C : 全介助	D : 選択できない
-----	--------------	----------	---------	------------

▶ ピックアップ項目

2-9 整髪

【定義】ここでいう「整髪」とは、「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の「整髪」の一連の行為のことである。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.91～92を参照

【留意事項】

◎洗面所等鏡がある場所への誘導、移動は含まれません。

「一部介助」には、該当する行為を行う中で発生する「声かけ」は含まれますが、行為を行う場所（洗面所等）へ誘導する「声かけ」は含まれません。

◎最初の声掛けのみで一連の行為ができる場合は、「介助されていない」を選択します。

必ずしも「声かけ」＝「一部介助」ではありません。

◎洗面所周辺の掃除等も選択基準には含まれません。

ただし、選択基準に含まれないことであっても、具体的な「介助の方法」と「頻度」の記載があると、審査会において介護の手間として反映することができます。

【特記事項】整髪の一連の行為は介助なく一人で行える。本人は整髪を行おうとしないため、家族が毎日丁寧に声掛けを行い、洗面所へ誘導している。

(頻度) (介助の方法)

※介護の手間

【選択肢】 「介助されていない」

※2-7口腔清潔、2-8洗顔も同様の考え方です。

▶ 特記事項作成のポイント

「不適切」であると判断する場合は、実際の介助内容及び、不適切と考えた理由や事実を特記事項に記載しましょう。

調査日より概ね過去1週間において、より頻回に見られる状況や日頃の状況を確認します。

◎ 不適切な状況の例：髪が乱れている、肩に痛みがあり整髪にかなりの時間がかかる 等

▶ 事例

事例1：独居。上肢は麻痺拘縮なし。歩行はふらつきあり。居室から洗面所までは距離がある。

髪が乱れている…。整髪は行えているのかな？



① 普段髪の毛はどうやって整えていますか？

② 外出もしないからやってないよ。
洗面所まで歩くのも大変だからね。

③ そうなんですね。
たとえば手櫛で整えたり、ブラシが準備されたらできそうですか？

④ そうだね、手櫛だと後ろが届きづらい
から、ブラシや鏡の用意があれば自分でできるよ。



○ 特記事項：洗面所まで歩くことが困難で、髪が乱れており不適切な状況。用具を準備すれば整髪は行える。
選択肢：「一部介助」

▶ 評価のポイント

「頭髪がない場合、または、短髪で整髪の必要がない場合」など、調査対象の行為自体が発生しない場合は、頭部をタオルで拭く行為などで代替して評価します。

通常の整髪行為がある場合は、これらの行為を評価対象には含みません。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.92を参照

▶ 事例

事例2：頭髪がないため整髪の必要はない。「1-10洗身」は介護者が背面を洗身する一部介助がある。

入浴後に頭部をタオルで拭く行為は一人でできるのかな？



① (1-10洗身と合わせて確認)
洗身後に、頭部を拭く行為は行えますか？

②

家族がやってくれてるね。



③ ご家族が拭いてくださっているんですね。
日頃からご自身で頭部を拭くこともありますか？

④

そうだね、腕も上がらないし任せているよ。



○ 特記事項：頭髪がなく整髪を行っていない。腕が上がらず、入浴後に頭を拭く行為は家族による全介助で行われている。

選択肢：「全介助」

「認定調査員テキスト2009改訂版 P.92 ③ 開き放ちで裏面に記載の「◀」にて示す通りに記入する。」

③ D [参考] 認定調査員テキスト2009改訂版 P.92 ③ 開き放ちで裏面に記載の「◀」にて示す通りに記入する。

② B [参考] 認定調査員テキスト2009改訂版 P.91 (2) 選択肢の選択基準

① C [参考] 認定調査員テキスト2009改訂版 P.91 (2) 選択肢の選択基準

【認定調査員テキストの書き方】

横浜市要介護認定事務センターより

～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.13



定義についてのお悩みや迷いについて伺うことがあります。今回はお問い合わせの多い「3-1 意思の伝達」から認定調査員テキストの解説と調査時のポイントをお伝えいたします。



▶ 第3群の調査内容・評価軸

【調査内容について】

意思の伝達等の意思疎通や、短期記憶、また場所の理解、徘徊等の認知機能に関する調査を行う項目の群です。

【評価軸について】

第3群は①能力、③有無の2軸の評価軸が混在しています。その中でも①能力による評価軸が多くあります。

「3-1 意思の伝達」には、他の能力を問う項目とは異なり、調査日の状況に加え、調査対象者及び介護者等から聞き取りした日頃の状況から選択を行うことが大切です。

		評価軸		
		①能力	②介助	③有無
認知機能	「3-1 意思の伝達」	○		
	「3-2 毎日の日課を理解」	○		
	「3-3 生年月日をいう」	○		
	「3-4 短期記憶」	○		
	「3-5 自分の名前をいう」	○		
	「3-6 今の季節を理解」	○		
	「3-7 場所の理解」	○		
	「3-8 徘徊」			○
	「3-9 外出して戻れない」			○

※3つの評価軸の詳細は、横浜市要介護認定事務センター発行のチラシVOL.6~8を参照。

▶ 確認テスト

以下の文章の（ ）に当てはまる言葉を選んでください。（※答えは裏面下）

① 「3-1 意思の伝達」で、難しいことは伝えられないが、簡単なことは伝えられ、日頃も同様の場合の選択肢は（ ）です。

- | | | |
|-----|-----------------------|---------------|
| 選択肢 | A : 調査対象者が意思を他者に伝達できる | B : ときどき伝達できる |
| | C : ほとんど伝達できない | D : できない |

② 「3-1 意思の伝達」で、日頃は意思の伝達はないが、介助時に「嫌だ」と抵抗する場合の選択肢は（ ）です。

- | | | |
|-----|-----------------------|---------------|
| 選択肢 | A : 調査対象者が意思を他者に伝達できる | B : ときどき伝達できる |
| | C : ほとんど伝達できない | D : できない |

▶ ピックアップ項目

3-1 意思の伝達

【定義】ここでいう「意思の伝達」とは、調査対象者が**意思を伝達できるかどうか**の能力である。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.101~102を参照

【留意事項】

◎手段を問わず、調査対象者が意思を伝達できるかどうかを評価します。

失語症が原因で会話が成立しなくとも、本人の意思が伝達できる場合は、それが会話によるものか、身振り等によるものかは問いません。

【特記事項】喉頭がんで声は出しにくいが、日頃から筆談で常時、誰にでも意思を伝えられる。

【選択肢】「調査対象者が意思を他者に伝達できる」

◎自発的に伝達しなくても、問い合わせに対して意思を伝えることができる場合は、その状況を評価します。

※「5-3 日常の意思決定」とは定義が異なります。

意思の決定ができるかどうかではなく、意思を伝達できるかどうかで判断してください。

▶ 評価のポイント①

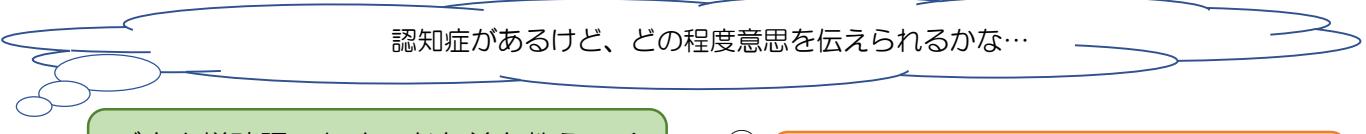
⇒ 伝達する意思の内容の合理性は問いません。

事実と反していたり、質問の内容を理解していないなくても意思が伝えられれば該当します。

▶ 事例

事例1：認知症あり。失語症などではなく、会話は可能。

認知症があるけど、どの程度意思を伝えられるかな…



① ご本人様確認のため、お名前を教えてください。
② 今日は朝ごはんにお魚を食べました。



③ そうなんですね。
ご自分で調理しているんですか？
④ そうよ、明日はデイサービスなの。

特記事項：質問に対して全く異なる回答をするため内容の合理性はないが、自分の意思は伝達できる。

日頃も同様と立会い者より聞き取り。

選択肢：「調査対象者が意思を他者に伝達できる」

▶ 評価のポイント②

⇒ 調査時の状況に加え、調査対象者及び介護者等から聞き取りした日頃の状況から選択を行います。特記事項には、調査日の状況と日頃の状況の両者を記載します。

申請者の日常的な状態を頻度の観点から把握する項目となっています。

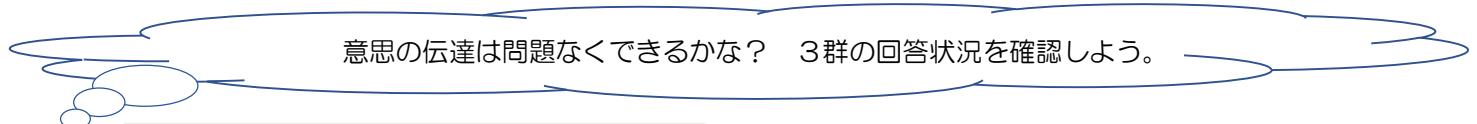
◎調査時の状況：本人確認や調査時のやり取りの様子はどうか。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.102を参照

▶ 事例

事例2：軽度の認知症あり。調査時と日頃とでは様子が違うと立会い者。

意思の伝達は問題なくできるかな？ 3群の回答状況を確認しよう。



① 年齢と生年月日を教えてください。
② 88歳で、昭和12年8月8日生まれだね。
(正答)
③ ありがとうございます。
毎日、何時に起きて何時に寝ていますか?
④ 7時ごろに起きて、20時には寝るかな。
(正答)



⑤ 日頃から意思を伝えることは誰にでもできますか?
⑥ かかりつけのお医者さんには、病状を
伝えられていなかったです。
家族には日頃から伝えられます。



特記事項：調査時は伝達できたが、日頃は状況によってはできるときとできない時があると聞き取り選択。

選択肢：「ときどき伝達できる」